

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	目次	担当課(室)
		担当課(室)		担当課(室)
【告示】		環境管理課		
○ 特定施設の設置許可申請		指導監査室		
○ 指定居宅サービス事業者の指定		〃		
○ 指定居宅サービスの事業の廃止		〃		
【公告】		耕地課		
○ 土地改良区役員の退任届		〃		
○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧		建築指導課		
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了				
○ 〃		〃		
○ 〃		〃		
○ 〃		〃		
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了		〃		
○ 市街地再開発組合の事業計画の変更の認可		〃		

◎岡山県告示第六百十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 大鵬薬品工業株式会社

住 所 東京都千代田区神田錦町1-27

氏 名 代表取締役社長 小林 将之

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 大鵬薬品工業株式会社岡山工場

所在地 備前市久々井字沖1775-1

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	
種	類	47ーロ 医薬品製造業の用に供 するろ過施設 (N o . 8 ～10)	
能	力	1, 500 L ／時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		平成31年 1 月 7 日	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成31年 2 月28日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成31年 3 月 1 日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続 4 ～ 6 時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ ／日)	0	0. 04
	p H	6	8. 6
	B O D (mg／L)	30	50
	C O D (mg／L)	30	50
	S S (mg／L)	5	10

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

2 特定施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成30年12月 7 日から同月28日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び備前市役所

◎岡山県告示第六百十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成三十年十二月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

陽よりヘルパーステーション

2 所在地

岡山県総社市美袋一三四〇ー一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

N企画合同会社

2 所在地

岡山県総社市美袋八四四番地一

三 指定年月日

平成三十年十二月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一三八七

五 サービスの種類

訪問介護

平成30年12月7日 岡山県公報 第12049号

◎岡山県告示第六百十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年十二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションのどか

2 所在地

岡山県津山市神戸二六二―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

有限会社のどか宅老所

2 所在地

岡山県津山市下高倉西五四四―一

三 廃止年月日

平成三十年十二月十五日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇一〇四〇

五 サービスの種類

訪問介護

〔五六四〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定によ
り、土地改良区役員の退任の届出があつた。

平成三十年十二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

美山川土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

氏 名

竹内誠一郎

小田郡矢掛町小林八〇六

理事監

事の別

理事

平成30年12月7日 岡山県公報 第12049号

〔五六五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業（用排水施設整備 秋芳川地区）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成三十年十二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（用排水施設整備 秋芳川地区）変更計画書

二 縦覧の期間

平成三十年十二月七日から同月二十八日まで

三 縦覧の場所

岡山市東区役所

〔五六六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十二月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

備前市伊里中字砂場五七一―一、五七一―二、五七二―二、五七二―三、五八三―二、五八三―三、五八四―二、五八四―四、字宮下五九七―一、字頭免六〇二、六〇三、六〇四、六〇五、六〇六、六〇八、六〇九、六一一、六二三―一、六三一―一、六三二、六三三、六三四、六三五、六三六、六三七、六三八、六三九、六四〇、六四一、六四二―一、六四三―一、六四四―一、六四四―五、六四四―八、字御田五八五―三、五九八、五九九―二、六五六―一、六五六―二、六五六―三、六五七―一、六五七―二、六五八、六五九、六六〇―一、六六〇―二、六六〇―三、六六一―一、六六一―二、六六一―三、六六二―一、六六二―二、六六三―一、六六三―二、六六四、字砂場五七一―一地先道、字砂場五七二―一地先から五七二―二地先まで水路、字砂場五七一―二地先から字退下五九四―一地先まで道、字砂場五八三―一地先から五八三―二地先まで水路、字砂場五八四―二地先から字宮下五八七―九地先まで水路、字頭免六一―一地先から字御田六六四地先まで水路、字御田六五九地先から六五七―一地先まで道、字頭免六〇二地先から六四二―四地先まで水路、字頭免六四二―一地先水路、字頭免六〇二地先水路、字頭免六〇三地先水路、字頭免六三四地先から六三七地先まで水路、字頭免六〇九地先から六〇六地先まで水路、字頭免六〇五地先水路、字頭免六二三―一地先水路、字頭免六三三地先から六四三―一地先まで水路、字頭免六三四地先から六四一地先まで道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

備前市伊里中五八八―一

日生運輸株式会社

代表取締役 伊賀 資耕

三 許可番号

岡山県指令建指第二五二号

平成30年12月7日 岡山県公報 第12049号

〔五六七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市門田字小山西六九一―

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市福島七〇二―一セジュールオークA棟一〇一

横山 清

倉敷市福島五〇二―三星の郷C棟二〇二号

横山孝一郎

三 許可番号

岡山県指令建指第一九一号

平成30年12月7日 岡山県公報 第12049号

〔五六八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市小寺字千原二九一―九、二九一―一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

真庭市宮地一五五八

黒田 昌樹

三 許可番号

岡山県指令建指第二一六号

平成30年12月7日 岡山県公報 第12049号

〔五六九〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久米字七ノ坪二七五―六、二七五―七、二七七―一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区撫川一〇五九―四クラウンフィールドN B二〇一

三浦 良

三 許可番号

岡山県指令建指第二三七号

〔五七〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成三十年十二月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

備前市伊里中字砂場五七一―一、五七一―二、五七二―二、五七二―三、五八三―二、五八三―三、五八四―二、五八四―四、字宮下五九七―一、字頭免六〇二、六〇三、六〇四、六〇五、六〇六、六〇八、六〇九、六一一、六二三―一、六三一―一、六三二、六三三、六三四、六三五、六三六、六三七、六三八、六三九、六四〇、六四一、六四二―一、六四三―一、六四四―一、六四四―五、六四四―八、字御田五八五―三、五九八、五九九―二、六五六―一、六五六―二、六五六―三、六五七―一、六五七―二、六五八、六五九、六六〇―一、六六〇―二、六六〇―三、六六一―一、六六一―二、六六一―三、六六二―一、六六二―二、六六三―一、六六三―二、六六四、字砂場五七一―一地先道、字砂場五七二―一地先から五七二―二地先まで水路、字砂場五七一―二地先から字退下五九四―一地先まで道、字砂場五八三―一地先から五八三―二地先まで水路、字砂場五八四―二地先から字宮下五八七―九地先まで水路、字頭免六一―一地先から字御田六六四地先まで水路、字御田六五九地先から六五七―一地先まで道、字頭免六〇二地先から六四二―四地先まで水路、字頭免六四二―一地先水路、字頭免六〇二地先水路、字頭免六〇三地先水路、字頭免六三四地先から六三七地先まで水路、字頭免六〇九地先から六〇六地先まで水路、字頭免六〇五地先水路、字頭免六二三―一地先水路、字頭免六三三地先から六四三―一地先まで水路、字頭免六三四地先から六四一地先まで道

二 公共施設の種類

道路、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

備前市伊里中五八八―一

日生運輸株式会社

平成30年12月7日 岡山県公報 第12049号

五

許可番号

代表取締役 伊賀 資耕

岡山県指令建指第二五二号

平成30年12月7日 岡山県公報 第12049号

〔五七一〕都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年十二月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 組合の名称

倉敷市阿知3丁目東地区市街地再開発組合

二 事務所の所在地

倉敷市阿知三丁目九番三二号

三 事業施行期間

変更前 平成三十年三月三十日から平成三十三年三月三十一日まで

変更後 平成三十年三月三十日から平成三十四年六月三十日まで

四 施行地区

倉敷市阿知三丁目四五八番四、四八六番一、四八六番二、四八六番三、四八六番四、四八六番一二、四八六番一五、四八六番一六、四八六番一七、四八六番一八、四八六番一九、四八六番二〇、四八六番二一、四八七番、四八七番七、四八八番一、四八八番三、四九一番二、四九一番三、四九一番八、四九一番九、四九一番一二、四九一番一三、四九一番一四、四九一番一五、四九一番一六、四九一番一七、四九二番、四九二番一、四九三番一、四九三番二、四九三番三、四九三番四、四九三番五、四九三番六、四九三番七、四九三番八、四九三番九、四九三番一〇、四九四番一、四九四番二、四九四番三、四九四番四、四九四番五、四九四番六、四九四番七、四九四番八、四九四番九、四九四番一〇、四九四番一一、四九四番一二、四九四番一三、四九六番一、四九六番二、四九六番三、四九六番四、四九六番五、四九六番六、四九六番七、四九六番八、四九六番九、四九六番一〇、四九七番一、四九七番二、四九七番三、四九七番四、四九七番五、四九七番六、四九七番七、四九七番八、四九七番九、四九七番一〇、四九七番一一、四九七番一二、四九七番一三、四九七番一四、四九七番一五、四九七番一六、四九七番一七、四九七番一八、四九七番一九、四九七番二〇、四九七番二一、四九七番二二、四九七番二三、四九七番二四、四九七番二五、四九七番二六、四九七番二七、四九七番二八、四九七番二九、四九七番三〇、四九九番一、五一四番一、五一四番二、五一四番三、五一四番四、五一四番五、五一五番一、五一五番二、五一五番三、五一五番四、五二〇番六

五 設立認可の年月日

平成30年12月7日 岡山県公報 第12049号

六 平成三十年三月二十日
事業計画の変更の認可の年月日

平成三十年十一月三十日